

京都市立浴場指定管理者の募集に係る質疑の回答

No.	質疑内容	回答
1	○京都市に営業所がない場合、市税、水道料金及び下水道使用料の証明書は未提出でよいのか。	○市外の事業者が応募される場合は、市税及び水道料金・下水道料金の納付証明の提出は不要である。なお、国税（法人税及び所得税）に関する証明書の提出は必要である。
2	○複数の団体で構成する連合体による応募の場合、連合体結成の協定書の様式は任意でよいのか。	○任意様式でよい。
3	○市立浴場について、順次廃止と記載されているが、崇仁第一浴場以外の指定管理期間内での廃止計画を教えてください。	○現時点では未定である。
4	○「割引回数券は京都市が定める様式」とあるが、データをいただき、指定管理者で印刷するか。それとも、印刷したものを納品してもらえるか。また、価格を教えてください。	○平成27年4月1日から割引回数券が発行できるよう、指定管理者の指定後、できる限り早期に様式を提示する予定である。なお、発行枚数や仕様詳細等が決定していないため、現時点で印刷に要する経費は不明である。 また、印刷に要する経費については、指定管理者で負担していただくことになる。
5	○一箇月、三箇月等パスポート券の発行は可能であるか。	○京都市立浴場条例上の制約や他浴場との統一的な運営の必要性等から、パスポート券の発行はできない。
6	○プレゼンテーションの際は、参加人数に制限はあるか。	○会場等の都合上、各応募者2～3名程度とさせていただく予定である。
7	○プレゼンテーション用資料の配布は可能であるか。	○本市が必要と認める場合以外は、応募申請の締切後の追加書類の提出はできないことから、プレゼンテーションの際に資料を配布することはできない。
8	○プロジェクターの用意はあるのか。	○プレゼンテーションの会場設備や使用準備にかかる時間等の関係もあり、プロジェクター等の使用はできない。
9	○質疑の回答が遅れた場合、応募書類を提出する日について、延長や変更されるか。	○提出期間の延長や変更は予定していない。
10	○業務の引き継ぎは、どのタイミング（時期）より可能であるか。	○平成27年3月上旬頃から、業務引継を行っていただけるよう、現指定管理者と調整している。
11	○現状のシフト表（勤務実績）の開示をお願いしたい。ボイラー運転業務は1級、2級の要資格者であるか。また、その他必要な資格・免許を教えてください。	○現状では、現指定管理者の就業規則に規定されている一般職員の勤務時間（ボイラー担当：13：00～23：45・休憩3時間、番台・雑役：14：30～23：15・休憩1時間、事務職員：8：45～17：30・休憩1時間を基本として、労働基準法等の関係法令を遵守して、勤務シフトを組んでいる。 勤務シフトについては、浴場の営業や準備作業に支障がないように指定管理者において考えていただくことになる。 ○浴場運営に支障をきたさないようであれば、ボイラー運転業務については、要資格者でなくてもよい。なお、その他必ず取得しなければならない資格・免許はない。
12	○各浴場には、業務を統括する責任者を置くことになっているが、1グループ1名でよいのか。	○業務を統括する責任者については、 <u>各浴場ごとに1名</u> 配置してもらうことになる。
13	○管理・点検実施する設備の詳細、品番を教えてください。	○別添資料1「各浴場ボイラー状況一覧」のとおり。
14	○緑地管理業務について、現状の年間実施状況を教えてください。	○楽只浴場、養正浴場、壬生浴場、崇仁第一浴場、崇仁第二浴場、久世浴場及び改進黨浴場については、専門業者による剪定、除草が必要となる樹木、草花があるため、実施している。なお、必要となる経費を指定管理料に含めているため、指定管理者の負担で実施していただくことになる。
15	○物品の管理について、市有物品及び市有外物品の詳細を開示してほしい。	○市有物品については、別添資料2「貸与備品一覧」のとおり。なお、現指定管理者が所有している市有外物品について、詳細は把握していない。
16	○修繕業務について、1件30万円以上は京都市の負担での認識でよいのか。	○予算の範囲内で本市が必要に応じて負担する。
17	○修繕業務について、現状の外観の雨樋、軒先、植栽等の補修・改善は京都市において実施してもらえるか。	○1件30万円未満の補修・修繕の場合は、指定管理料に含めて積算しているため、指定管理者で対応してもらうことになる。なお、植栽の補修については、指定管理者が行っていただく緑地管理業務の中で対応してもらうことになる。
18	○過去3年間の修繕内容及び修繕金額を教えてください。	○別添資料3「修繕内容及び修繕金額一覧（平成23年度～25年度）」のとおり。
19	○福祉風呂について、現状の利用状況を教えてください。	○別添資料4「福祉風呂実施状況一覧」のとおり。
20	○福祉風呂について、補助人員は必要であるか。また、トラブル・事故の発生はあるか。	○福祉風呂の利用については、補助人員が必要である。なお、養正浴場及び改進黨浴場を含んだグループの委託料については、福祉風呂の利用のための補助人員を想定して指定管理料を積算している。また、これまで両浴場において、大きなトラブル・事故等は発生していない。
21	○福祉風呂については、予約制であるか。	○福祉風呂の運営方法については、指定管理者で検討してもらうことになる。

京都市立浴場指定管理者の募集に係る質疑の回答

No.	質疑内容	回答
22	○損害賠償責任保険について、現状の保障内容を教えてほしい。	○現指定管理者の指定の際には、加入義務がなかったため、現在は当該保険に加入していない。なお、動産総合保険には加入している。
23	○臨時営業の際、営業時間の詳細を教えてください。また、振替休業日はあるか。	○別添資料5「京都市主催事業等への協力（平成25年度）」のとおり。 なお、本市の承認を受ければ、振替休業していただくことも可能である。
24	○事業計画書の提出については、前年度の収支を踏まえ、指定管理料の変更（増額）は可能か。	○指定管理料の変更は行わない。
25	○消費税が10％に変更された場合も委託料は同額であるか。また、収支計画書の金額は8％の計算でよいか。	○現在のところ、政府において消費税率の改定が決定していないため、お答えすることはできないが、税率改定が決定した時点で京都市において、統一的な対応を検討することになるため、その時点で改めてお知らせさせていただく。なお、収支計画書については、8％の税率で計算し、作成していただく。
26	○現状の収入・支出の詳細を教えてください。また、転籍時の人件費算出のため、現在の人件費を教えてください。	○別添資料6「浴場別収支内訳一覧（平成25年度）」のとおり。
27	○転籍希望者は何名いるのか。また、有資格者は何名いるか。	○職員の継続雇用希望者数については、現時点では不明である。
28	○申請代表者名・印については、支店長（所長）名及び支店長（所長）印でもよい。または、代表権の所有している氏名・印となるか。	○申請代表者名及び印については、代表権を所有している者の氏名及び代表者印であることが必要です。
29	○楽只浴場の北側にある駐車場（5台分）は、利用者が使用してもよい。	○楽只浴場の利用者用の駐車場ではないため、使用できない。
30	○崇仁第一浴場及び第三浴場は同一敷地内に施設があるが、メーター（水道・ガス・電気）は同一なのか。また、同一の場合、指定管理選任後、別に設置する費用は発生するか。	○メーターは他施設とは別である。
31	○継続雇用を進めるため、各浴場ごとに65歳未満の者の職種（番台、作業員等）を男女別で教えてください。	○別添資料7「浴場別職員数一覧」のとおり。
32	○利用者の増加及び福祉の向上を図るためのサービスとして、入浴毎にポイントを付与した制度を導入し、一定回数利用すれば、例えば入浴用品との交換ができるシステムを考えているが、実施は可能であるか。	○御質問のシステムについては、指定管理者による自主事業として実施できる可能性はあると考えるが、他浴場との運営の統一性等の観点から本市と協議が必要となる。
33	○回数券の発行はどこが行うのか。また、回数券の換金方法及び現在、障害者等に配布されている福祉券の取り扱いについての考え方を教えてください。	○指定管理料の中に割引回数券の発行経費を含めて算出しているため、回数券については、指定管理者において発行してもらうことになる。 ○他浴場で発行した割引回数券が使用された場合の換金方法については、年に数回程度、割引回数券を受け取った浴場の指定管理者から使用された割引回数券の発行元の指定管理者に対して、割引回数券相当の金額を請求していただくことになる。 ○現在の指定管理者が自主事業として実施している福祉支援事業の回数券については、指定管理者による自主事業として実施できる可能性はあると考えるが、他浴場との運営の統一性等の観点から本市と協議が必要となる。
34	○継続雇用を行う場合、継続希望者の現指定管理者の処遇面（給与、各種保険、休暇など）と次期指定管理者では違いが生じる場合があるが、その場合どちらが優先されるのか。また、評価点の減点対象になるのか。	○継続雇用を行う場合の職員の処遇については、指定管理者において決定していただくことになる。 なお、継続雇用された者の処遇がこれまでと異なる場合の採点への影響については、選定委員会における審査事項であるため回答することができない。
35	○複数の団体で構成する連合体による応募の場合、協定書の内容で最低限必要な重要事項について教えてください。	○協定書の内容については、目的、名称、事業所の所在地、連合体の成立の時期及び解散の時期、構成員（団体ごとの代表者）の住所及び名称、代表者の名称、代表者の権限、構成員の責任、役割分担、取引金融機関、権利義務の譲渡の制限、協定書に定めのない事項の取扱い方法に加え、連合体を構成する各団体の住所、団体名、代表者氏名の記載し、代表者印の押印が必要である。
36	○従事者の配置について、営業時間内は常時3名の配置が必要なのか。	○募集要項にも記載しているとおり、営業時間中の従業員の配置については、常時、入浴料金収納担当業務として1名以上、ボイラー運転業務として1名以上、浴室等の整理・清掃業務として1名以上の職員が従事していること、さらに、営業開始前の準備作業や混雑時間帯の対応が円滑に行われるよう従事する職員を増員することという条件を満たしたうえで、指定管理者で決定していただく。
37	○軽微な修繕の30万円以下の標記について、年間30万円以下と考えてよい。	○年間ではなく、1件当たりの修繕費が30万円以下である。
38	○京都マラソン等の京都市主催イベント開催日の臨時営業内容はどのような仕様であるか。	○平成25年度については、京都マラソンのフィニッシュ会場である、みやこメッセ周辺や京都駅周辺の市立浴場（三条浴場、崇仁第一浴場、崇仁第二浴場、崇仁第三浴場）における臨時営業や営業開始時間の前倒しを行った。（別添資料5「京都市主催事業等への協力」参照）
39	○前指定管理者の従業員の継続雇用に関する計画の項目があるが、現状の従事者を継続雇用しなければならないのか。	○継続雇用については、継続雇用の計画の提出を求め、審査項目の対象としているが、実際に継続雇用を行うかどうかについては、あくまでも事業者の判断となる。
40	○現状の従事者を継続雇用しなければならない理由をお教えてください。	○現指定管理者の従業員を必ず継続雇用しなければならない訳ではないが、市立浴場は、市民生活に直結し、本市の他の公共施設と比べ、一層の安定した確実な運営が求められるため、市立浴場の運営に関して十分な経験を有する職員を雇用することが望ましいと考えるためである。
41	○各浴場の利用料収入及び指定管理料の合算が年間予算となると理解してよい。	○お見込みのとおり。

京都市立浴場指定管理者の募集に係る質疑の回答

No.	質疑内容	回答
42	○各浴場の過去4年間の光熱水費の合計金額と内訳をお教えてください。	○別添資料8「年度別光熱水費一覧（平成22年度～25年度）」のとおり。
43	○水道、ガス、電気の仕様の詳細をお教えてください。	○別添資料9「浴場別光熱水仕様一覧」のとおり。
44	○各浴場のボイラー等、設備機器の詳細仕様をご提示ください。	○「回答 №13」のとおり。
45	○過去の収支計算書を見せていただくことは可能であるか。	○「回答 №26」のとおり。
46	○現在の各浴場の勤務体制を教えてください。	○「回答 №31」のとおり。
47	○参考資料に従業員数一覧の記載がありますが、各浴場の配置人員体制の詳細（料金収納●名、ボイラー運転業務●名、整理・収納業務●名、●時～●時、実働●時間など）とその所有資格（ボイラー1級など）をご開示ください。	○現在の各浴場における配置人員の一覧は別添資料7「浴場別職員数一覧」のとおり。 なお、各従業員の所有資格については、本市では把握していない。 ○指定管理期間における配置人員体制については、募集要項にも記載しているとおり、営業時間中の従業員の配置については、常時、入浴料金収納担当業務として1名以上、ボイラー運転業務として1名以上、浴室等の整理・清掃業務として1名以上の職員が従事していること、さらに、営業開始前の準備作業や混雑時間帯の対応が円滑に行われるよう従事する職員を増員することという条件を満たしたうえで、指定管理者で決定していただくことになる。
48	○現行の指定管理者をご開示ください。	○一般財団法人京都市立浴場運営財団である。
49	○各浴場について、現在の支出の内訳をご開示ください。（人件費、事務費、点検費（消防点検、電気設備点検、受水槽清掃、簡易専用水道検査、ボイラー点検、空調点検、薬剤費など）、清掃費用、緑地管理、修繕費、消耗品費、光熱水費など）	○「回答 №26」のとおり。
50	○各浴場の設備機器の詳細について、設備図面、機器リストなど詳細が分かる資料をご開示ください。（単線結線図、受変電容量●kVA、消防機器リスト、給排水設備系統図・機器リスト、ボイラー・ろ過機・ポンプ類、貯湯槽のメーカー・型式・能力など、空調機器リストなど）また、各機器点検の現行の仕様をご開示ください。（点検年●回、フィルター清掃 年●回など）	○設備機器の詳細については、別添資料1「各浴場ボイラー状況一覧」で提示している以外に本市において詳細資料を持ち合わせていないため、提示することができない。 ○空調機を除く各種設備機器の点検については、現在、月1回専門業者による点検を実施している。 指定管理期間中における点検については、常に良好な状態で使用できるよう専門業者による定期的な点検を実施していただくことになる。
51	○水質検査の検体数など、給排水の詳細がわかる資料をご開示ください。（給排水系統図など）また、防虫・防鼠の現行仕様をご開示ください。	○現在の指定管理者における実施内容の詳細は把握していない。市立浴場における衛生管理については、公衆浴場法及び公衆浴場における衛生等管理要領等の関係法令を遵守して適切に対応することが必要である。 ○図面については、ホームページで公開している平面図のみの提供となる。
52	○ボイラーやろ過機で使用する薬剤の実績（種別・数量・費用）を複数年分ご開示ください。	○現在の指定管理者における実施内容の詳細は把握していない。市立浴場における衛生管理については、公衆浴場法及び公衆浴場における衛生等管理要領等の関係法令を遵守して適切に対応することが必要である。
53	○日常的な清掃の内容（配置人員数・時間・内容など）と定期清掃の内容詳細（換水清掃 年●回、床面洗浄 ●㎡ 年●回、ガラス清掃 年●回、高所作業など）をご開示ください。	○指定管理者において契約して実施しているため、詳細は把握していない。 市立浴場における衛生管理については、公衆浴場法及び公衆浴場における衛生等管理要領等の関係法令を遵守して適切に対応することが必要である。
54	○ごみの回収（収集・運搬・処理）については指定管理者業務に含まれないものとの理解でよろしいでしょうか。	○指定管理者の業務として実施すべきものである。
55	○浴場の消耗品や衛生消耗品（トイレトペーパー、ごみ袋など）の過去実績（種別・数量・費用）を複数年分ご開示ください。	○浴場における消耗品や衛生消耗品の実績については、本市において把握していない。 浴場の利用者等の状況から指定管理者において適切に判断してもらうことになる。
56	○植栽の詳細が分かる資料（植栽図面など）をご開示ください。また、現在の仕様（高木剪定、低木刈込、除草、薬剤散布回数など）をご開示ください。	○植栽の詳細を示した図面等は所有していない。
57	○指定管理者の負担となる軽微な修繕について、過去実績（件数、主な修繕内容、年間費用など）を複数年分ご開示ください。	○「回答 №18」のとおり。
58	○福祉風呂について、参考資料の光熱水使用料に記載のある福祉風呂の時間帯については、介護要員（有資格者）を専用で配置しなければならないのでしょうか。	○介護の有資格者である従業員を配置する必要はありませんが、福祉風呂の利用のための補助人員は必要である。
59	○消費税率の変更については、貴市ご負担と考えて宜しいでしょうか。また、著しく物価が上昇した場合でも、指定管理者の負担という理解でよろしいでしょうか。	○「回答 №25」のとおり。